

## 消費税更正処分等取消請求事件について

### 事案の概要

本件は、被上告人が、ある課税期間にした住宅用賃貸部分を含む建物の購入（本件各課税仕入れ）に係る消費税額の全額を、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除して確定申告をするなどしたところ、税務署長から、本件各課税仕入れに係る消費税額については一部しか控除することができないとして、上記課税期間に係る消費税等の更正処分（本件各更正処分）及び過少申告加算税の賦課決定処分（本件各賦課決定処分）を受けるなどしたことから、上告人を相手に、本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び本件各賦課決定処分の取消し等を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 1審判決は、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分は適法であるとして、被上告人の請求を全部棄却したのに対し、原判決は、本件各更正処分は適法であるが、税務当局はかつて本件各課税仕入れと同様の課税仕入れに係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除することを認めたことがあり、その後、この見解を変更したことがうかがわれるから、従来の見解を変更したことを納税者に周知するなど必要な措置を講ずるのが相当であったのに、そのような措置を講じているとは認められないなどとし、被上告人が確定申告において本件各課税仕入れに係る消費税額の全額を課税標準額に対する消費税額から控除したことにつき、国税通則法65条4項にいう「正当な理由」（注）が認められるとして、本件各賦課決定処分の取消請求を認容した。
- ◇ 原判決に対して上告人のみが不服を申し立てたため、当審における争点は、上記「正当な理由」があるといえるかに限られる。

（注）更正処分があったときは、原則として過少申告加算税が課されるが、納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち計算の基礎とされなかったことにつき「正当な理由」があると認められるものがある場合には、所定の金額が控除される（国税通則法65条1項、4項）。本件各更正処分が適法である場合、上記「正当な理由」があるといえるかが更に問題となる。